# V 使用および供給

#### 30 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、 すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 31 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

# 32 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地 または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な 理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただ きます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験, 負荷設備, 受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または 電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務

### 33 供給停止期間中の料金

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を25(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いたします。

#### 34 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の 支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額 を、違約金として申し受けます。
  - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ロ 特別高圧季節別時間帯別電力Bもしくは特別高圧電力Bの場合,特別 高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準 ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧季節別時間帯別電力Bもし くは特別高圧電力Bに準ずる場合で,付帯電灯以外の電灯(小型機器を 含みます。)によって電気を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 35 制限または中止の料金割引

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A,特別高圧季節別時間帯別電力B,特別高圧電力Aおよび特別高圧電力Bについては,託送約款等に定めるところにより,当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し,または中止した場合には,当社は,次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし,その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は,そのお客さまについては割引いたしません。

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

### イ割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、24(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

#### 口割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は、託送約款等にもとづき算定された値といたします。

- (2) (1)による延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 特別高圧臨時電力,特別高圧自家発補給電力および特別高圧予備電力に対する使用の制限または中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

## 36 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 43 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

# 37 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

## 38 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客 さまより提供していただくことがあります。